公費負担（選挙公営）の手引き

令和８年11月
丸森町選挙管理委員会

はじめに

この手引きは、丸森町長選挙及び丸森町議会議員選挙（補欠選挙を含む）において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担を受ける場合の手続きについてまとめたものです。

目　　次

第１章　公費負担制度の概要

１　公費負担制度とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　公費負担の種類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
３　対象となる候補者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
４　公費負担の限度額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
５　諸手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

第２章　公費負担の手続き

公費負担手続きの処理の流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
１　選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）　・・・・・・・・・・・・　８
２－１　選挙運動用自動車の借入れ（ハイヤー・タクシー以外）・・・・・・・・・　１０
２－２　選挙運動用自動車の燃料代（ハイヤー・タクシー以外）・・・・・・・・・　１２
２－３　選挙運動用自動車の運転手（ハイヤー・タクシー以外）　・・・・・・・・　１４
３　選挙運動用ビラの作成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
４　選挙運動用ポスターの作成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

第３章　選挙運動費用の公費負担制度　Ｑ＆Ａ

１　共通事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
２　自動車の借入れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１
３　燃料の供給　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４
４　運転手の雇用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５
５　選挙運動用ビラの作成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
６　選挙運動用ポスターの作成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７

第１章　公費負担制度の概要

１　公費負担制度とは

この制度は、町長選挙及び町議会議員選挙（補欠選挙を含む）に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、供託物が没収されない候補者に限り、条例で定められた限度額の範囲内で町が各契約業者等に直接その費用を支払うものです。

２　公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、公職選挙法及び町の条例で上限等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下の３つです。

（１）選挙運動用自動車の使用

（２）選挙運動用ビラの作成

（３）選挙運動用ポスターの作成

３　対象となる候補者

公費負担制度においては、公費負担の対象者となる候補者は<u>供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られ、供託物を没収される候補者については、すべて自己負担</u>となります。

供託物没収点	
・町長選挙の場合	**有効投票総数×１／１０**
・町議会議員選挙の場合（補欠選挙を含む）	**有効投票総数÷議員定数×１／１０**

４　公費負担の限度額

（１）選挙運動用自動車の使用

区　　分		内　容　等	１日の限度額 （最大限度額）
１一般運送契約（ハイヤー等契約）		選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（同一の日において１台に限る）	64,500円 （322,500円）
２その他の契約 （一般運送契約以外）	①自動車の借入れ	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（同一の日において１台に限る）	16,100円 （80,500円）
	②燃料代	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,700円 （38,500円）
	③運転手の雇用	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計金額（同一の日において１人に限る）	12,500円 （62,500円）

※１の契約と２の契約は、どちらか選択となります。
※最大で告示日から選挙期日の前日までの５日間分を公費で負担します。
　ただし、選挙が無投票となった場合は、告示日のみ（１日分）が対象になります。

（２）選挙運動用ビラの作成

選挙種別	作成限度枚数	限度額（単価）
町長選挙	5,000枚	８円38銭 （１枚あたり）
町議会議員選挙 （補欠選挙を含む）	1,600枚	

※１円未満の端数がある場合は、その端数は１円とします。（端数切り上げ）
※選挙管理委員会が交付した証紙を貼った２種類以内の選挙運動用ビラの作成に係る費用のうち、１枚あたりの単価限度額と作成限度枚数により算出されるビラ作成費用限度額の範囲内で公費負担します。
※ビラの規格：長さ29.7センチメートル・幅21.0センチメートル（Ａ４版）以内
※頒布の方法：新聞折込、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内、街頭演説の場所

【例】町長選挙運動用ビラ５，０００枚の作成を４３，８００円で契約した場合

・１枚あたりの作成単価は、４３，８００円÷５，０００枚＝８．７６円になります。この場合は、作成枚数は**上限以下**ですが、作成単価が上限を超えているため、８円３８銭×５，０００枚＝４１，９００円が公費負担の対象となります。

この額を超える分１，９００円は、候補者の負担になります。

（３）選挙運動用ポスターの作成

内容等	作成限度枚数	限度額（単価）
選挙運動用ポスターの作成（長さ42センチメートル、幅40センチメートル以内）	ポスター掲示場数	（586.88円×ポスター掲示場数＋158,125円）÷ポスター掲示場数 ※１円未満の端数がある場合は、その端数は１円とします。（端数切り上げ）

【参考】

町長及び町議会議員選挙（補欠選挙を含む）におけるポスター掲示場数 ７１か所	**７１枚**	（586.88円×71か所＋158,125円）÷71か所 ≒ **2,814円（１枚あたり）**

※作成限度枚数とポスター１枚あたりの単価限度額により算出されるポスター作成費用限度額の範囲内で公費負担します。

【例１】選挙運動用ポスター１００枚の作成を１２０，０００円で契約した場合

・１枚あたりの作成単価は、１２０，０００円÷１００枚＝１，２００円になります。
この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、
１，２００円×７１枚＝**８５，２００円**が公費負担の対象となります。
この額を超える分３４，８００円は、候補者の負担になります。

【例２】選挙運動用ポスター１００枚の作成を３００，０００円で契約した場合

・１枚あたりの作成単価は、３００，０００円÷１００枚＝３，０００円になります。
この場合は、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、
２，８１４円×７１枚＝**１９９，７９４円**が公費負担の対象となります。
この額を超える分**１００，２０６円**は、候補者の負担になります。

５　諸手続き

（１）契約の締結と届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、**各業者等と有償契約を締結**し、その旨を届け出なければなりません。

ア　届 出 先　　丸森町選挙管理委員会
イ　届出期日　　契約が立候補届出の前の場合・・・立候補届出の時
　　契約が立候補届出の後の場合・・・契約締結後直ちに
ウ　添付書類　　各業者等との契約書の写し

留意事項

・「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。

・契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限られます。

（２）確認申請

下記アについては、（１）の契約届出と同時に確認申請が必要です。

ア　確認申請が必要なもの

・選挙運動用自動車の燃料代　金額の制限範囲内であることの確認

・選挙運動用ビラの作成　　作成限度枚数の確認

・選挙運動用ポスターの作成　作成限度枚数の確認

イ　確認申請の方法

・契約の相手ごとに作成した確認申請書を提出してください。

・確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

ウ　確認申請書の提出先　丸森町選挙管理委員会

エ　確認書の交付

・申請に基づき選挙管理委員会から交付します。

・交付を受けた確認書は、直ちに各業者等に提出してください。

・確認書は、各業者等が代金を請求する際に請求書に写しを添付する必要があります。

（３）使用（作成）証明書の交付

（１）の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、各業者等に交付（１部）しなければなりません。なお、この「使用（作成）証明書」は、各業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

（４）費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した各業者等からの請求に基づき、**町が業者等に直接支払います。**

ただし、選挙の結果当該候補者が供託物を没収される場合は、公費負担の請求はできません。

ア　請求する際に必要な提出書類

区　　分			必 要 書 類
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合（ハイヤー・タクシー）		①請求書【様式第１３号】 ②請求内訳書【様式第１３号（別紙）その１】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第１０号その１】
	上記以外の契約による場合	自動車の借入れ	①請求書【様式第１３号】 ②請求内訳書【様式第１３号（別紙）その２（自動車の借入れ）】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第１０号その１】
		燃料代	①請求書【様式第１３号】 給油伝票添付（給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額のわかるもの） ②請求内訳書【様式第１３号（別紙）その２（燃料代）】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第１０号その２】 ④選挙運動用自動車燃料代確認書（写）【様式第７号】
		運転手の報酬	①請求書【様式第１３号】 ②請求内訳書【様式第１３号（別紙）その２（運転手）】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第１０号その３】
選挙運動用ビラの作成			①請求書【様式第１４号】 ②請求内訳書【様式第１４号（別紙）】 ③選挙運動用ビラ作成証明書【様式第１１号】 ④選挙運動用ビラ作成枚数確認書（写）【様式第８号】
選挙運動用ポスターの作成			①請求書【様式第１５号】 ②請求内訳書【様式第１５号（別紙）】 ③選挙運動用ポスター作成証明書【様式第１２号】 ④選挙運動用ポスター作成枚数確認書（写）【様式第９号】

イ　請求書提出の際の注意事項

・支払方法は口座振込となりますので、振込先は正確に記入してください。

・請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合がありますので、ご注意ください。

ウ　請求書の提出先

〒９８１－２１９２

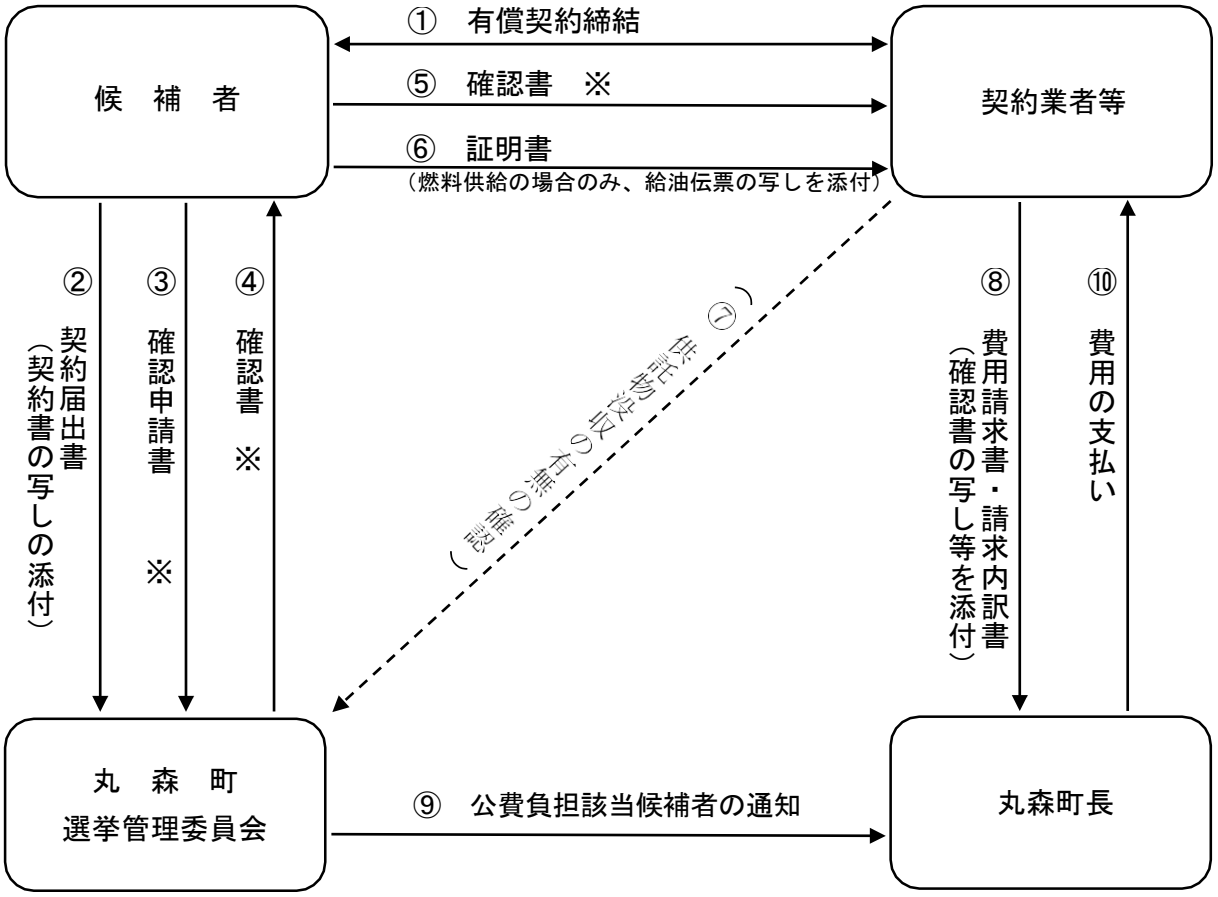
丸森町字鳥屋１２０

丸森町選挙管理委員会事務局

電話：０２２４－７２－２１１７

第２章　公費負担の手続き

公費負担手続きの処理の流れ



注）　※印の手続きは、燃料供給契約並びにビラ及びポスター作成契約の場合のみ必要となります。

立候補届出前に

【候補者と契約業者等】

①有償契約の締結（契約書作成）

立候補届出時以降に

【候補者から町選管へ】

②契約届出書の提出　・様式第１号（自動車）・様式第２号（ビラ）・様式第３号（ポスター）

※添付書類　①契約書の写し

③確認申請書の提出　・様式第４号（燃料代）・様式第５号（ビラ）・様式第６号（ポスター）

※確認書類　①伝票の写し

【確認後、町選管から候補者へ】

④確認書の交付　・様式第７号（燃料代）・様式第８号（ビラ）・様式第９号（ポスター）

【候補者から契約業者等へ】

⑤確認書の提出　・様式第７号（燃料代）・様式第８号（ビラ）・様式第９号（ポスター）

選挙終了後

【候補者から契約業者等へ】

⑥証明書の提出　・様式第１０号その１（自動車）・様式第１０号その２（燃料代）

※添付書類　給油伝票の写し

・様式第１０号その３（運転手）

・様式第１１号（ビラ）・様式第１２号（ポスター）

【契約業者等から町選管へ】

⑦供託物没収の有無の確認（必要な場合）

【契約業者等から町へ】

⑧費用の請求　・様式第１３号（自動車）　請求内訳書別紙その１、その２

・様式第１４号（ビラ）　請求内訳書別紙

・様式第１５号（ポスター）　請求内訳書別紙

※添付書類　⑤確認書の写し（燃料代、ビラ及びポスターのみ）、

⑥証明書、振込口座通帳の写し（口座番号及び振込名義のわかる箇所）、

給油伝票の写し（燃料代の場合）

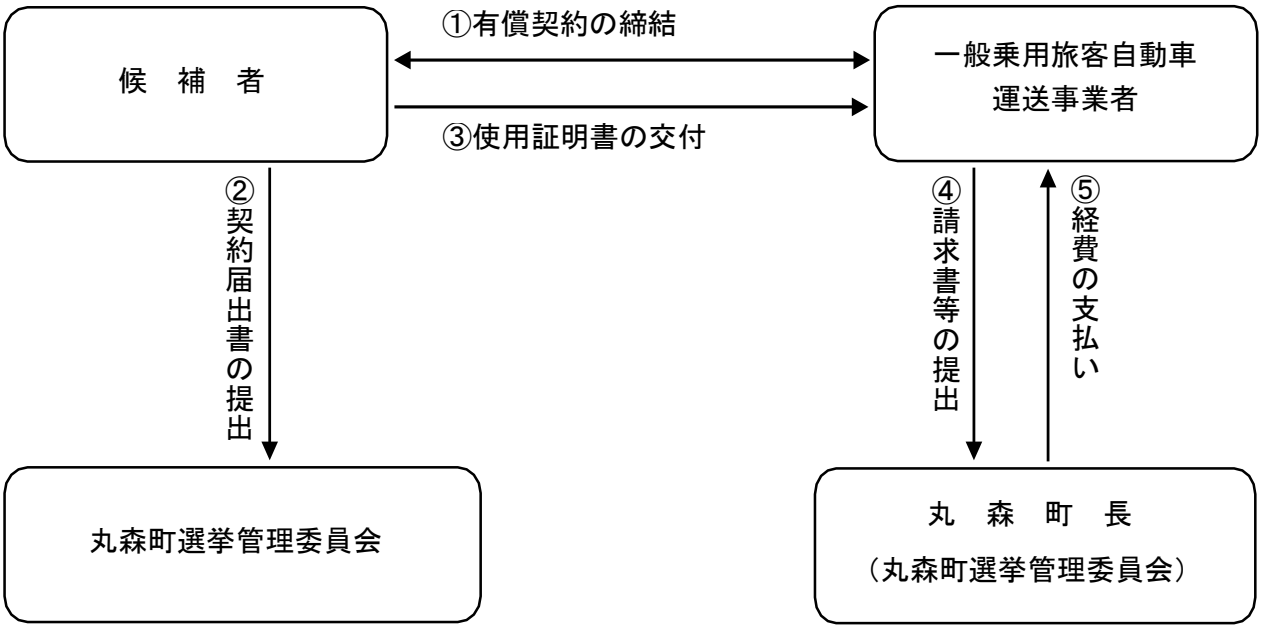
１　選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

□選挙管理委員会への提出が必要な書類

提出時期	様　式　名	チェック
あらかじめ（立候補届出のとき）	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第１号】	
	契約書の写し	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第１０号その１】	
	選挙運動用自動車使用費用請求書 【様式第１３号】	
	請求内訳書 【様式第１３号（別紙）その１】	

選挙運動用自動車の使用
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約）
※ハイヤー・タクシーの借上げ



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者と運送事業者）	選挙運動用自動車運送契約書	
②	契約届出書の提出 （候補者⇒町選管）	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第１号】	①の契約書（写）
③	使用証明書の交付 （候補者⇒運送事業者）	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第１０号その１】	
④	請求書等の提出 （運送事業者⇒町長）	選挙運動用自動車使用費用請求書 【様式第１３号】 請求内訳書 【様式第１３号（別紙）その１】	③の使用証明書
⑤	経費の支払い （町長⇒運送事業者）		

注）１　供託物が没収される候補者の経費については、町長に④の請求をすることができません。

２　町長に対する上記の請求については、選挙管理委員会で受け付けます。

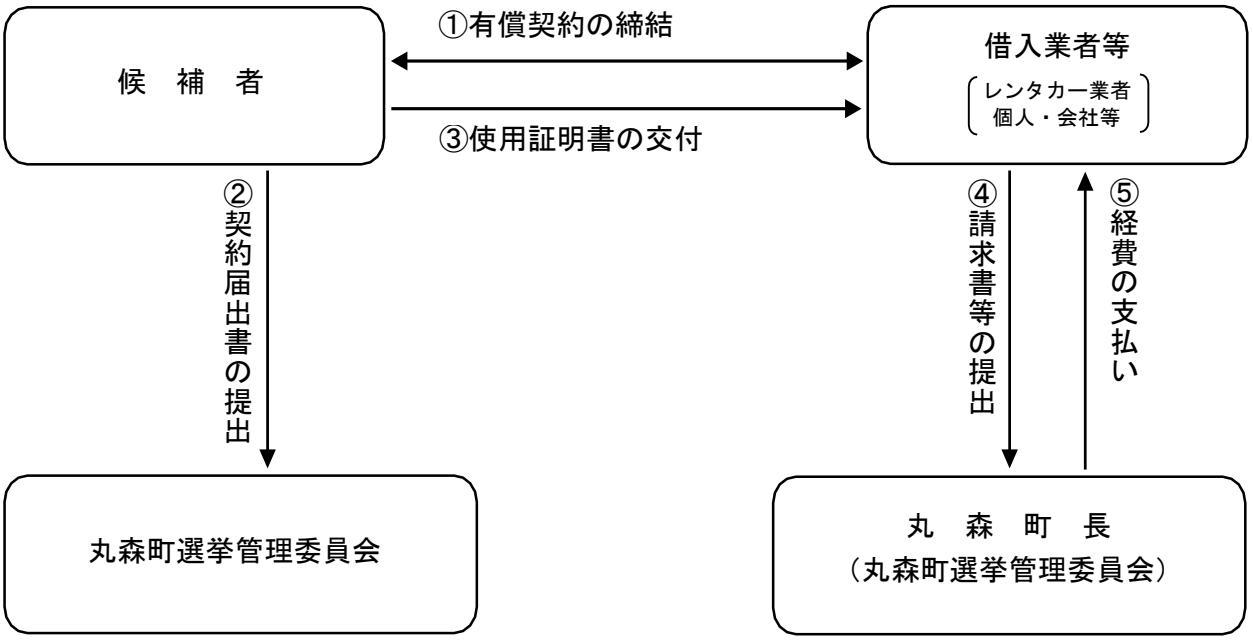
２－１　選挙運動用自動車の借入れ（ハイヤー・タクシー以外）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合）

□選挙管理委員会への提出が必要な書類

提出時期	様　式　名	チェック
あらかじめ（立候補届出のとき）	選挙運動用自動車使用契約届出書 様式第１号】	
	契約書の写し	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第１０号その１】	
	選挙運動用自動車使用費用請求書 【様式第１３号】	
	請求内訳書 【様式第１３号（別紙）その２（自動車の借入れ）】	

選挙運動用自動車の使用
（自動車の借入れ）
※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者と借入業者等）	選挙運動用自動車賃貸借契約書	
②	契約届出書の提出 （候補者⇒町選管）	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第１号】	①の契約書（写）
③	使用証明書の交付 （候補者⇒借入業者等）	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第１０号その１】	
④	請求書等の提出 （借入業者等⇒町長）	選挙運動用自動車使用費用請求書 【様式第１３号】 請求内訳書 【様式第１３号（別紙）その２（自動車の借入れ）】	③の使用証明書
⑤	経費の支払い （町長⇒借入業者等）		

注）１　供託物が没収される候補者の経費については、町長に④の請求をすることができません。

２　町長に対する上記の請求については、選挙管理委員会で受け付けます。

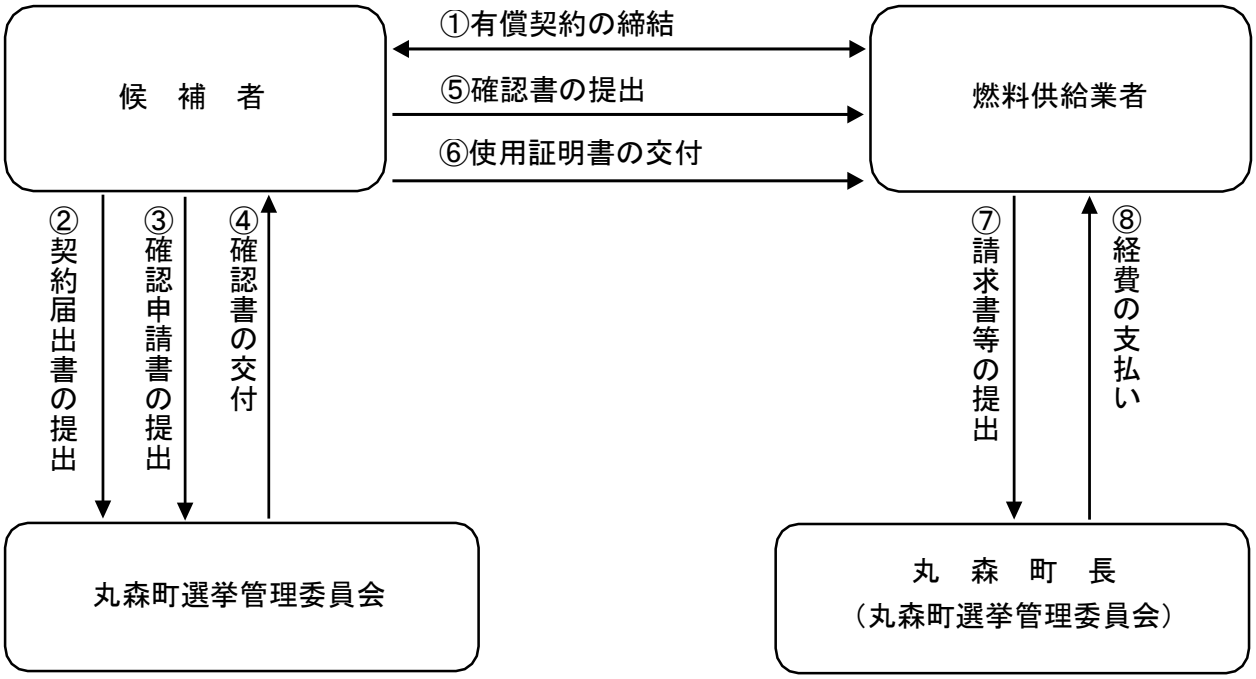
２－２　選挙運動用自動車の燃料代（ハイヤー・タクシー以外）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合）

□選挙管理委員会への提出が必要な書類

提出時期	様　式　名	チェック
あらかじめ（立候補届出のとき）	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第１号】	
	契約書の写し	
	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第４号】	
請求のとき	選挙運動用自動車燃料代確認書の写し 【様式第７号】	
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料代） 【様式第１０号その２】	
	選挙運動用自動車使用費用請求書 【様式第１３号】	
	請求内訳書 【様式第１３号（別紙）その２（燃料代）】	
	給油伝票の写し	

選挙運動用自動車の使用
（燃料代）
※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者と燃料供給業者）	選挙運動用自動車燃料供給契約書	
②	契約届出書の提出 （候補者⇒町選管）	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第１号】	①の契約書（写）
③	確認申請書の提出 （候補者⇒町選管）	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第４号】	
④	確認書の交付 （町選管⇒候補者）	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第７号】	
⑤	確認書の提出 （候補者⇒燃料供給業者）	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 （候補者⇒燃料供給業者）	選挙運動用自動車使用証明書（燃料） 【様式第１０号その２】	給油伝票の写し
⑦	請求書等の提出 （燃料供給業者⇒町長）	選挙運動用自動車使用費用請求書 【様式第１３号】 請求内訳書 【様式第１３号（別紙）その２（燃料代）】	④の確認書（写） ⑥の使用証明書給油伝票の写し
⑧	経費の支払い （町長⇒燃料供給業者）		

注）１　供託物が没収される候補者の経費については、町長に⑦の請求をすることができません。

２　町長に対する上記の請求については、選挙管理委員会で受け付けます。

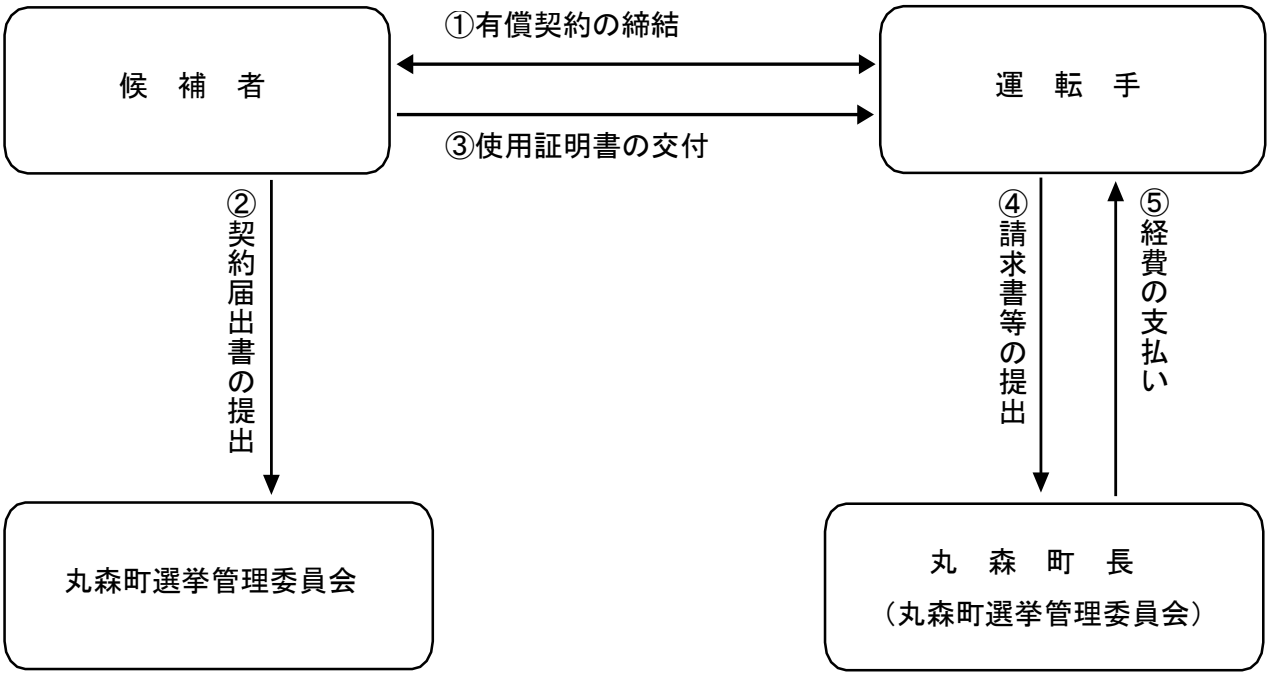
２－３　選挙運動用自動車の運転手（ハイヤー・タクシー以外）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合）

□選挙管理委員会への提出が必要な書類

提出時期	様　式　名	チェック
あらかじめ（立候補届出のとき）	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第１号】	
	契約書の写し	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【様式第１０号その３】	
	選挙運動用自動車使用費用請求書 【様式第１３号】	
	請求内訳書 【様式第１３号（別紙）その２（運転手）】	

選挙運動用自動車の使用
（運転手の雇用）
※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者と運転手）	選挙運動用自動車運転手契約書	
②	契約届出書の提出 （候補者⇒町選管）	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第１号】	①の契約書（写）
③	使用証明書の交付 （候補者⇒運転手）	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【様式第１０号その３】	
④	請求書等の提出 （運転手⇒町長）	選挙運動用自動車の使用費用請求書 【様式第１３号】 請求内訳書 【様式第１３号（別紙）その２（運転手）】	③の使用証明書
⑤	経費の支払い （町長⇒運転手）		

注）１　供託物が没収される候補者の経費については、町長に④の請求をすることができません。

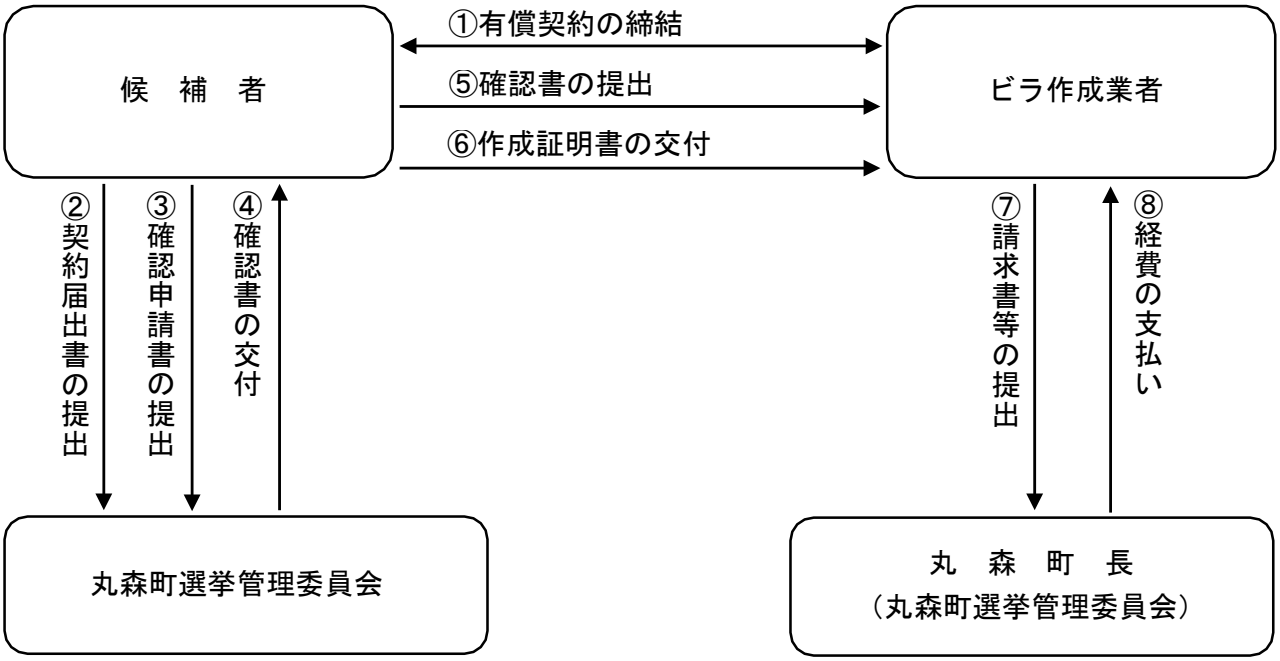
２　町長に対する上記の請求については、選挙管理委員会で受け付けます。

３　選挙運動用ビラの作成

□選挙管理委員会への提出が必要な書類

提出時期	様　式　名	チェック
あらかじめ（立候補届出のとき）	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第２号】	
	契約書の写し	
	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第５号】	
請求のとき	選挙運動用ビラ作成枚数確認書の写し 【様式第８号】	
	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第１１号】	
	選挙運動用ビラ作成費用請求書 【様式第１４号】	
	請求内訳書 【様式第１４号（別紙）】	

選挙運動用ビラの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者とビラ作成業者）	選挙運動用ビラ作成契約書	
②	契約届出書の提出 （候補者⇒町選管）	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第２号】	①の契約書（写） 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 （候補者⇒町選管）	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第５号】	
④	確認書の交付 （町選管⇒候補者）	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第８号】	
⑤	確認書の提出 （候補者⇒ビラ作成業者）	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 （候補者⇒ビラ作成業者）	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第１１号】	
⑦	請求書等の提出 （ビラ作成業者⇒町長）	選挙運動用ビラ作成費用請求書 【様式第１４号】 請求内訳書 【様式第１４号（別紙）】	④の確認書（写） ⑥の作成証明書 作成したビラの見本
⑧	経費の支払い （町長⇒ビラ作成業者）		

注）１　供託物が没収される候補者の経費については、町長に⑦の請求をすることができません。

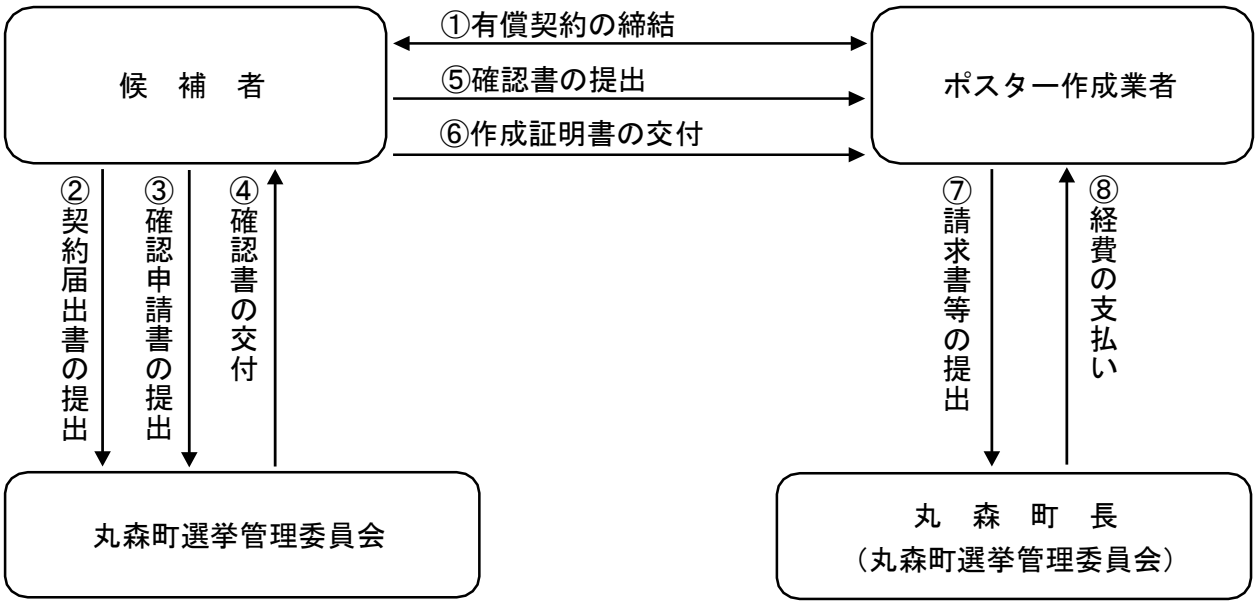
２　町長に対する上記の請求については、選挙管理委員会で受け付けます。

４　選挙運動用ポスターの作成

□選挙管理委員会への提出が必要な書類

提出時期	様　　式　　名	チェック
あらかじめ（立候補届出のとき）	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第３号】	
	契約書の写し	
	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第６号】	
請求のとき	選挙運動用ポスター作成枚数確認書の写し 【様式第９号】	
	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第１２号】	
	選挙運動用ポスターの作成費用請求書 【様式第１５号】	
	請求内訳書 【様式第１５号（別紙）】	

選挙運動用ポスターの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者とポスター作成業者）	選挙運動用ポスター作成契約書	
②	契約届出書の提出 （候補者⇒町選管）	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第３号】	①の契約書（写） 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 （候補者⇒町選管）	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第６号】	
④	確認書の交付 （町選管⇒候補者）	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第９号】	
⑤	確認書の提出 （候補者⇒ポスター作成業者）	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 （候補者⇒ポスター作成業者）	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第１２号】	
⑦	請求書等の提出 （ポスター作成業者⇒町長）	選挙運動用ポスター作成費用請求書 【様式第１５号】 請求内訳書 【様式第１５号（別紙）】	④の確認書（写） ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払い （町長⇒ポスター作成業者）		

注）１　供託物が没収される候補者の経費については、町長に⑦の請求をすることができません。

２　町長に対する上記の請求については、選挙管理委員会で受け付けます。

第３章　選挙運動費用の公費負担制度　Ｑ＆Ａ

このＱ＆Ａは、丸森町長選挙及び丸森町議会議員選挙（補欠選挙を含む）における選挙運動費用の公費負担制度を利用するにあたり、その参考としていただくために作成したものです。

他の選挙とは制度の内容に異なる点がありますので、ご注意ください。

【１　共通事項】

Ｑ１　契約の締結にあたって「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか。

Ａ　条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

なお、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるよう、適正な契約を行っていただく必要があります。

Ｑ２　選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。

Ａ　公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Ｑ３　使用（作成）証明書の契約業者への交付は、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか。

Ａ　それぞれの契約履行後に行ってください。

使用（作成）証明書は、いずれも実際の契約内容に基づき使用（作成）するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者に交付することになります。

Ｑ４　町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか。

Ａ　町に提出された公費負担に係る関係書類は、すべて情報公開の対象となります。（印影など一部非開示部分あり。）

【２　自動車の借入れ】

Ｑ１　公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか。

Ａ　主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした車両で、候補者１人につき１台となります。

Ｑ２　選挙運動用自動車として２台借りることはできますか。この場合、２台とも公費負担の対象になりますか。

Ａ　公費負担の対象は、選挙運動用自動車１台分です。
　なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者１人につき１台に限られます。

Ｑ３　選挙運動用自動車として１台、事務所の連絡用に１台借りる予定ですが、２台とも公費負担の対象になりますか。

Ａ　公費負担の対象は、選挙運動用自動車１台分のみです。

Ｑ４　レンタカー業者が選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか。

Ａ　車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。
　車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体の費用と車両本体以外の費用とを明示した有償契約を締結する必要があります。
　契約書に記載できない場合は、見積書等の契約内容の内訳が確認できる書類が必要になります。

Ｑ５　選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか。

Ａ　公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間であり、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。
※ 無投票の場合は、立候補届出日の１日分が公費負担の対象期間となります。

Ｑ６　選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書の契約期間はどのように記載したらよいですか。

Ａ　選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載しますので、選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。
　公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は、公費負担の対象外となります。

Ｑ７　月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象になる金額を教えてください。

Ａ　自動車借入れに対する公費負担制度は、１日あたりの借入金額に基づく制度になっていますので、契約にあたっては、１日あたりの借入金額を当事者間で明確にして契約する必要があります。
　また、レンタカー業者と月極契約を行う場合は、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。
　しかし、「１か月で〇〇万円」というように、１日あたりの借入金額を設定せずに契約する場合には、契約金額を契約日数で除して算出した１日あたりの金額（１６，１００円を超える場合は、１６，１００円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が、公費負担の対象となります。

Ｑ８　選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。

Ａ　選挙運動用自動車の借入れについては、公費負担制度上、次のア及びイに該当する場合以外には、契約の相手側の条件は特に規定されていません。

ア　一般乗用旅客自動車運送事業者とのハイヤー契約（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代の一括契約）

イ　候補者と生計を一にする親族からの借入れ（当該親族がレンタカー業を営む場合に限る。）

したがって、自動車修理工場や知人などから借りることができます。

Ｑ９　レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借り入れる場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか。

Ａ　契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

なお、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について説明できるよう、適切な契約を行っていただく必要があります。

Ｑ10　自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用する場合、契約を締結していれば公費負担の請求をすることができますか。

Ａ　生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象になりません。

ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は、公費負担の対象となります。

※　親族とは、配偶者・６親等内の血族・３親等内の姻族をいいます。

Ｑ11　選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。

Ａ　ハイヤー契約の相手方は、道路運送法第３条第１号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業」を経営する者に限られます。

【３　燃料の供給】

Ｑ１　選挙運動用自動車に使用した燃料は、全て公費負担の対象となりますか。

Ａ　選挙運動期間中、選挙運動用自動車１台に給油した燃料代が公費負担の対象です。ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7,700円に選挙運動期間の日数を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。

Ｑ２　選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。

Ａ　対象になりません。選挙運動用自動車１台の燃料に限ります。

Ｑ３　２社以上のガソリンスタンドで給油した場合、２社とも公費負担請求することはできますか。

Ａ　請求できます。
　ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、２社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

Ｑ４　燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか。

Ａ　公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられますので、選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票は必ず保管してください。
　なお、給油伝票には①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されていることが必要です。

【４　運転手の雇用】

Ｑ１　契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらう場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか。

Ａ　運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象になりません。

Ｑ２　選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか。

Ａ　選挙運動期間中の運転のみ公費負担の対象となり、選挙運動期間以外の運転は、対象になりません。

Ｑ３　選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか。

Ａ　公費負担の対象は、１日あたり運転手１人となっており、同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか１人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Ｑ４　契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか。

Ａ　運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は、公費負担の対象になりません。

Ｑ５　法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか。

Ａ　運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となりますので、法人と運転手派遣契約を締結する場合は、公費負担の対象になりません。

【５　選挙運動用ビラの作成】

Ｑ１　公費負担の対象となる選挙運動用ビラは、どのようなものですか。

Ａ　公職選挙法１４２条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

≪参考≫公職選挙法 抜粋

（文書図画の頒布）

第 142 条　衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

（１）～（６） 略

（７）町村の選挙にあっては、長の選挙の場合には、候補者１人について、通常葉書 2,500枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た２種類以内のビラ5,000枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者１人について、通常葉書　800 枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た２種類以内のビラ 1,600 枚

Ｑ２　選挙運動用ビラには規格など制約がありますか。

Ａ　・枚数…**町長選挙　５，０００枚以内、町議会議員選挙　１，６００枚以内**
・種類…**２種類以内**
・規格…**長さ２９．７㎝ × 幅２１㎝（Ａ４版以内）　両面印刷が可能**
・記載内容…特に制限はありませんが、**ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載**しなければなりません。
・証紙の貼付…頒布するビラには、町選管が交付する**証紙**を貼らなければなりません。

Ｑ３　選挙運動用ビラの頒布は、どのような方法で行うことができますか。

Ａ　次の方法または場所において頒布することができます。
・新聞折込
・候補者の選挙事務所内
・個人演説会の会場内
・街頭演説の場所

Ｑ４　選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

Ａ　例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費と対象外経費に区分することが求められます。
　なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

【６　選挙運動用ポスターの作成】

Ｑ１　ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。

Ａ　ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用は全て公費負担の対象となります。（ただし、金額、作成枚数に上限があります。）
　対象費用としては、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Ｑ２　選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、合わせて公費負担の対象となりますか。

Ａ　選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象となり、通常葉書の印刷費用は、対象になりません。

Ｑ３　選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

Ａ　例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費と対象外経費に区分することが必要です。
　なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

（別　　冊）

公費負担に係る各種様式記載例

別 冊 目 次

第４章　契約書及び各種様式の記載例

１　契約書【見本】　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　契約届出書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
３　確認申請書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
４　確認書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
５　証明書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
６　請求書・請求内訳書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

第４章　契約書及び各種様式の記載例

契　　約　　書　【見本】

（　候補者　⇔　契約業者等　）

選挙運動用自動車運送契約書（参考例）

丸森町（議会議員・長）選挙候補者〇〇（※戸籍名とし通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

１　使用目的

公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

２　使用車種及び登録番号

３　使用期間　　年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで ただし、当該選挙が無投票となった場合は、使用期間を短縮することができる。

※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載。

４　契約金額　　金　　円（税込）

（内訳　１日につき　　円（税込）×　　日間）

ただし、３のただし書に該当するときは、１日の単価に返却までの日数を乗じて得た額とする。

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により丸森町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき丸森町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が丸森町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により丸森町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。年

月　　日※契約は告示日前でも可能。

甲　丸森町（議会議員・長）選挙候補者住所

氏　名（※戸籍名とし通称名は不可。）印

乙　住　所名　　称

代表者　　印

選挙運動用自動車賃貸借契約書（参考例）

丸森町（議会議員・長）選挙候補者〇〇（※戸籍名とし通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇レンタカー（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

１　使用目的

公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

２　使用車種及び登録番号

３　使用期間　　年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで ただし、当該選挙が無投票となった場合は、使用期間を短縮することができる。

※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載。

４　契約金額　　金　　円（税込）

（内訳　１日につき　　円（税込）×　　日間）

ただし、３のただし書に該当するときは、１日の単価に返却までの日数を乗じて得た額とする。

５　使用上の義務等

甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。

６　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により丸森町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき丸森町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が丸森町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により丸森町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

７　その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。年

月　　日※契約は告示日前でも可能。

甲　丸森町（議会議員・長）選挙候補者住所

氏　名（※戸籍名とし通称名は不可。）印

乙　住　所名　　称

代表者　　印

選挙運動用自動車燃料供給契約書（参考例）

丸森町（議会議員・長）選挙候補者〇〇（※戸籍名とし通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇石油（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

１　供給する期間　　年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで
※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載。

２　供給場所
所在地　　丸森町〇〇△△番地名　　称　　株式会社〇〇石油

３　供給を受ける使用車種及び登録番号

４　契約金額
単価１リットルあたり　　円（税込）とし、期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額とする。）

５　請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により丸森町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき丸森町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が丸森町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により丸森町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他
この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。年

月　　日※契約は告示日前でも可能。

甲　丸森町（議会議員・長）選挙候補者住所
氏　名（※戸籍名とし通称名は不可。）印

乙　住　所名　　称
代表者　　印

選挙運動用自動車運転手契約書（参考例）

丸森町（議会議員・長）選挙候補者〇〇（※戸籍名とし通称名不可。）（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

１　業務内容
公職選挙法に定める選挙運転用自動車の運転

２　運転する期間　　年　　月　　日　から　　年　　月　　日まで ただし、
当該選挙が無投票となった場合は、運転する期間を短縮することができる。
※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載。
３　運転する車の車種及び登録番号

４　契約金額　　金　　円（税込）
（内訳　１日につき　　円（税込）×　　日間）
ただし、２のただし書に該当するときは、１日の単価に運転した期間の日数を乗じて得た額とする。

５　請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により丸森町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき丸森町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が丸森町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により丸森町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他
この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。年

月　　日※契約は告示日前でも可能。

甲　丸森町（議会議員・長）選挙候補者住所
氏　名（※戸籍名とし通称名は不可。）印

乙　住　所名　　称
代表者　　印

選挙運動用ビラ作成契約書（参考例）

丸森町（議会議員・長）選挙候補者〇〇（※戸籍名とし通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇印刷（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

１　品名

公職選挙法に定める選挙運動用ビラ

２　作成枚数　　枚

※規格や数量を規定することも考えられる。

３　契約金額　金　　円（税込）

（単価　　円（税込）×　　枚）

４　納入期限　　年　　月　　日

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により丸森町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき丸森町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が丸森町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により丸森町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。年

月　　日※契約は告示日前でも可能。

甲　丸森町（議会議員・長）選挙候補者住所

氏　名（※戸籍名とし通称名は不可。）印

乙　住　所名　　称

代表者　　印

選挙運動用ポスター作成契約書（参考例）

丸森町（議会議員・長）選挙候補者〇〇（※戸籍名とし通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇印刷（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

１　品名

公職選挙法に定める選挙運動用ポスター

２　作成枚数　　枚

※規格や数量を規定することも考えられる。

３　契約金額　金　　円（税込）

（単価　　円（税込）×　　枚）

４　納入期限　　年　　月　　日

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により丸森町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき丸森町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が丸森町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により丸森町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。年

月　　日※契約は告示日前でも可能。

甲　丸森町（議会議員・長）選挙候補者住所

氏　名（※戸籍名とし通称名は不可。）印

乙　住　所名　　称

代表者　　印

契　約　届　出　書

（候補者　→　町選管）

１　選挙運動用自動車の使用の契約届出書（様式第１号）

２　選挙運動用ビラ作成契約届出書（様式第２号）

３　選挙運動用ポスター作成契約届出書（様式第３号）

※　届出の時期

立候補の届出前に契約が締結された場合には立候補届出時に、立候補の届出後に契約が締結された場合には契約締結後直ちに届け出てください。

様式第１号（第３条関係）

候補者　→　町選管
（契約書の写しを添付）

選挙運動用自動車使用契約届出書

立候補届出前の契約の場合は告示日を記載

年　　月　　日

丸森町選挙管理委員会委員長　殿

年　　月　　日執行　　選挙

候補者
住 所
氏 名　　戸籍名

下記のとおり、選挙運動用自動車の使用の契約を締結し、丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程第３条の規定により届け出ます。

１　一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	

２　１に掲げる場合以外の場合

区分＼項目	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和〇年〇月〇〇日	丸森町〇〇〇100番地 ㈱△△レンタカー 代表取締役　◎◎◎◎	〇月〇日 ～〇日	75,000 円	
運転手の雇用	令和〇年〇月〇〇日	丸森町〇〇〇200番地 ㈱△△石油 代表取締役　◎◎◎◎	宮城　〇〇 ま　1234	20,100 円	
燃料代	令和〇年〇月〇〇日	丸森町〇〇〇300番地 ◎◎　◎◎	〇月〇日 ～〇日	50,000 円	１ℓ 170 円

備考

１　契約書の写しを添付してください。

２　２の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

３　「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（２の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

様式第２号（第３条関係）

候補者　→　町選管
（契約書の写しを添付）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

年　　月　　日

立候補届出前の契約の
場合は告示日を記載

丸森町選挙管理委員会委員長　殿

年　　月　　日執行　　選挙

候補者
住 所
氏 名

戸籍名

下記のとおり、選挙運動用ビラの作成契約を締結したので、丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程第３条の規定により届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契　約　内　容		備　考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和〇年 〇月〇〇日	丸森町〇〇〇400番地 ㈱△△印刷 代表取締役　◎◎◎◎	5,000 枚	37,500 円	１枚当たりの単価 7.50 円
		枚	円	
		枚	円	

備考
　契約書の写しを添付してください。

様式第３号（第３条関係）

候補者　→　町選管
（契約書の写しを添付）

選挙運動用ポスター作成契約届出書

年　　月　　日

立候補届出前の契約の
場合は告示日を記載

丸森町選挙管理委員会委員長　殿

年　　月　　日執行　　選挙

候補者
住 所
氏 名

戸籍名

下記のとおり、選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので、丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程第３条の規定により届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契　約　内　容		備　考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和〇年 〇月〇〇日	丸森町〇〇〇400番地 ㈱△△印刷 代表取締役　　◎◎◎◎	100 枚	120,000 円	１枚当たりの単価 1,200 円
		枚	円	
		枚	円	

備考
　契約書の写しを添付してください。

確　認　申　請　書

（候補者　→　町選管）

１　選挙運動用自動車燃料代確認申請書（様式第４号）

２　選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書（様式第５号）

３　選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書（様式第６号）

「選挙運動用自動車燃料代」「ビラ作成枚数」「ポスター作成枚数」については、公費負担の対象となるものの確認をするため、確認申請が必要です。

様式第４号（第４条関係）

候補者　→　町選管

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

年　　月　　日

申請日を記載
（告示日以降の日）

丸森町選挙管理委員会委員長　殿

年　　月　　日執行　　選挙

候補者
住 所
氏 名

戸籍名

丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条第２号イの規定に基づき、選挙運動用自動車燃料代について確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　契約年月日
令和〇〇年〇〇月〇〇日

２　契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
丸森町〇〇〇200番地　㈱△△石油　　代表取締役　◎◎◎◎

３　燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
宮城〇〇ま 1234

４　確認申請金額　　22,100 円

燃料代は、7,700円×５日分
が最高限度額となります。

区　　分	購　入　金　額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累計金額(a)	0 円	0 円
今回の購入金額(b)	22,100 円	22,100 円
燃　料　代　計(a)＋(b)	22,100 円	22,100 円
備　　考		

備考
１　この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
２　この申請書は、燃料供給業者ごとに作成して提出してください。
３　「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
４　「前回までの累計金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。
５　燃料供給業者から給油の際に受領した給油伝票（丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程第６条第２項に規定する書面とする。）の写しを添付してください。
６　上記のすべての金額は、消費税を含んだ金額を記載してください。

様式第５号（第４条関係）

候補者　→　町選管

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

枚数が確定していれば、立候補届出時に申請できます。

年　　月　　日

丸森町選挙管理委員会委員長　殿

年　　月　　日執行　　選挙

候補者
住 所
氏 名

戸籍名

丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第８条の規定に基づき、選挙運動用ビラの作成枚数について確認を受けたいので，下記のとおり申請します。

記

１　契約年月日
令和〇〇年〇〇月〇〇日

２　契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
丸森町〇〇〇400番地　㈱△△印刷　　代表取締役　◎◎◎◎

３　確認申請枚数　　5,000 枚

作成限度枚数
町長：5,000枚　町議：1,600枚

区　　分	作　成　枚　数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累計枚数(a)	0 枚	0 枚
今　回　の　枚　数(b)	5,000 枚	5,000 枚
枚　　数　　計(a)＋(b)	5,000 枚	5,000 枚
備　　考		

備考
１　この申請書は、選挙運動用ビラの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
２　この申請書は、ビラ作成業者ごとに作成して提出してください。
３　「前回までの累計枚数」には、他のビラ作成業者により作成された枚数を含めて記載してください。
４　納品書（ビラ作成枚数が記載されているもの）の写しを添付してください。

様式第６号（第４条関係）

候補者　→　町選管

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

枚数が確定していれば、立候補届出時に申請できます。

年　　月　　日

丸森町選挙管理委員会委員長　殿

年　　月　　日執行　　選挙

候補者
住 所
氏 名　　戸籍名

丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、選挙運動用ポスターの作成枚数について確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　契約年月日
令和〇〇年〇〇月〇〇日

２　契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
丸森町〇〇〇400番地　㈱△△印刷　　代表取締役　◎◎◎◎

３　確認申請枚数　　71枚

ポスター掲示場数　71か所（作成限度枚数）

区　　分	作　成　枚　数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累計枚数(a)	0 枚	0 枚
今　回　の　枚　数(b)	100 枚	71 枚
枚　　数　　計(a)＋(b)	100 枚	71 枚
備　　考		

備考
１　この申請書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
２　この申請書は、ポスター作成業者ごとに作成して丸森町選挙管理委員会に提出してください。
３　「前回までの累計枚数」には、他のポスター作成業者により作成された枚数を含めて記載してください。
４　納品書（ポスター作成枚数が記載されているもの）の写しを添付してください。

確　　認　　書

（町選管　→　候補者　→　契約業者等　→　町選管）

１　選挙運動用自動車燃料代確認書（様式第７号）

２　選挙運動用ビラ作成枚数確認書（様式第８号）

３　選挙運動用ポスター作成枚数確認書（様式第９号）

確認申請を受けた後、**これらの確認書は町選管から交付しますので**、候補者は直ちに契約の相手方にこの確認書を渡してください。

候補者は作成する必要はありません。

様式第７号（第４条関係）

町選挙管理委員会が作成するもので、
候補者は作成する必要はありません。

確認番号〇〇

選挙運動用自動車燃料代確認書

丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条第２号イの規定に基づき、下記の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

年　　月　　日

丸森町選挙管理委員会委員長　　印

記

１　　年　　月　　日執行　　選挙

２　候補者の氏名　丸　森　太　郎

３　燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
宮城　〇〇ま　1234

４　確認金額　　38,500円　契約単価：〇〇〇円/１ℓ
※公費負担上限額：7,700円/１日、38,500円/最大限度額

備考

１　この確認書は、選挙運動用自動車の燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。

２　この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合は、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともにこの確認書の写しを請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られます。

３　この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合は、公費の支払を請求することはできません。

様式第８号（第４条関係）

町選挙管理委員会が作成するもので
候補者は作成する必要はありません。

確認番号〇〇

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第８条の規定に基づき、下記の選挙運動用ビラの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年　　月　　日

丸森町選挙管理委員会委員長　　印

記

１　　年　　月　　日執行　　選挙

２　候補者の氏名　丸　森　太　郎

３　確認枚数　　5,000 枚

備考

１　この確認書は、選挙運動用ビラの作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。

２　この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合は、選挙運動用ビラ作成証明書とともにこの確認書の写しを請求書に添付してください。

３　この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合は、公費の支払を請求することはできません。

様式第９号（第４条関係）

町選挙管理委員会が作成するもので、
候補者は作成する必要はありません。

確認番号〇〇

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、下記の選挙運動用ポスターの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

記

年　　月　　日

丸森町選挙管理委員会委員長　　印

１　　年　　月　　日執行　　選挙

２　候補者の氏名　丸　森　太　郎

３　確認枚数　　71 枚

備考

１　この確認書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。

２　この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合は、選挙運動用ポスター作成証明書とともにこの確認書の写しを請求書に添付してください。

３　この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合は、公費の支払を請求することはできません。

証　明　書

（候補者　→　契約業者等　→　町選管）

１　選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（様式第１０号その１）

２　選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（様式第１０号その２）

３　選挙運動用自動車使用証明書（運転手）（様式第１０号その３）

４　選挙運動用ビラ作成証明書（様式第１１号）

５　選挙運動用ポスター作成証明書（様式第１２号）

・契約履行後に、候補者から契約業者等へ上記証明書を交付してください。
・候補者が契約業者等に交付した上記証明書は、契約業者等が丸森町に対し代金を請求する際に添付しなければなりません。

様式第10号（第６条関係）

（その１）

（請求書に添付）
候補者→契約の相手方→町選管

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

下記のとおり、選挙運動用自動車を使用したことを証明します。

証明日を記載（使用の最終日以降の日）

年　　月　　日

年　　月　　日執行　　選挙

候補者
住 所
氏 名

記

戸籍名

運送等契約区分（該当する方の番号に〇を付けてください。）	１一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	２左に掲げる場合以外の場合
契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名		

自動車登録番号又は車両番号	運送年月日	運送等金額	備　考
		円	
		円	

選挙運動用自動車として実際に使用した日ごとに記載すること。

金額や単価は、「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。

備考

１　この証[illegible]と[illegible]送事業者等に提出してください。

２　運送事業者等が公費の支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合は、公費の支払を請求することはできません。

４　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日当たり次の金額までです。

（１）一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合　条例第４条第１号に規定する合計金額

（２）（１）以外の場合　条例第４条第２号に規定する合計金額

５　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の１）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の２）のいずれもが締結された場合は、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一つの契約に限られますので、その指定した一の契約のみについて記載してください。（指定した契約以外の契約については、公費の支払を請求できません。）

６　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合は、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１台に限られますので、その指定した１台のみについて記載してください。（指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、公費の支払を請求できません。）

様式第１０号（第６条関係）

（その２）

（請求書に添付）
候補者→契約の相手方→町選管

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

下記のとおり、選挙運動自動車用燃料を使用したことを証明します。

証明日を記載（供給の最終日以降の日）

年　月　日

年　月　日執行　選挙

候補者
住 所
氏 名

戸籍名

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名		丸森町〇〇〇200番地 ㈱△△石油　代表取締役　◎◎◎◎		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備　考
〇年〇月〇日	宮城〇〇あ 1234	30 ℓ	5,100 円	
〇年〇月〇日	宮城〇〇あ 1234	25 ℓ	4,250 円	
〇年〇月〇日	宮城〇〇あ 1234	20 ℓ	3,400 円	
〇年〇月〇日	宮城〇〇あ 1234	25 ℓ	4,250 円	

備考

１　この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程第６条第１項に規定さ　てくださ

２　契約届出　い。

３　料供給量

４　求書に添

５　求する

ことはできません。

６　公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額となります。

注）燃料については「給油伝票の写し」を添付していただきますが、次の点に注意してください。

・契約業者の給油所から発行されたものと確認できること。
・給油日、自動車ナンバー、給油量、給油金額が確認でき、使用証明書及び請求内訳書の給油日ごとの記載内容と一致すること。

様式第１０号（第６条関係）

（請求書に添付）
候補者→契約の相手方→町選管

（その３）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

下記のとおり、選挙運動用自動車運転手を使用したことを証明します。

証明日を記載（雇用の最終日以降の日）

年　　月　　日

年　　月　　日執行　　選挙

候補者
住 所
氏 名

戸籍名

記

運転手の氏名及び住所	丸森町〇〇〇500番地 ◎◎　◎◎	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備　　考
〇年〇月〇日	10,000 円	
〇年〇月〇日	10,000 円	
〇年〇月〇日	10,000 円	
〇年〇月〇日	10,000 円	
〇年〇月〇日	10,000 円	

選挙運動用自動車の運転業務に実際に従事させた年月日ごとに報酬の額を記載する。

金額や単価は、「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。

備考

１　この　　手ごとに　　手に提出してください。

２　「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。

３　運転手が公費の支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

４　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合は、公費の支払を請求することはできません。

５　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日を通じて条例第４条第２号ウに規定する報酬の額までです。

６　同一の日において２人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合は、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１人に限られますので、その指定した１人のみについて記載してください。（指定した運転手以外の運転手については、公費の支払を請求できません。）

様式第１１号（第６条関係）

（請求書に添付）
候補者→契約の相手方→町選管

選挙運動用ビラ作成証明書

下記のとおり、選挙運動用ビラを作成したことを証明します。

契約の履行（納品）後の日付であること。

年　　月　　日

年　　月　　日執行　　選挙

候補者
住 所
氏 名

戸籍名

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	丸森町〇〇〇400番地 ㈱△△印刷　代表取締役◎◎◎◎
作　　成　　枚　　数	5,000 枚
作　　成　　金　　額	37,500 円
備　　考	

備考

１　この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。

２　ビラ作成業者が公費の支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合は、公費の支払を請求することはできません。

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は，次のとおりです。

（１）枚　数

町議会議員選挙　1,600枚

町長選挙　5,000枚

（２）限度額

条例第８条の上限単価×（１）の枚数

５　「作成金額」欄には、消費税を含んだ額を記載してください。

様式第１２号（第６条関係）

（請求書に添付）
候補者→契約の相手方→町選管

選挙運動用ポスター作成証明書

下記のとおり選挙運動用ポスターを作成したことを証明します。

契約の履行（納品）後の日付であること。

年　　月　　日

年　　月　　日執行　　選挙

候補者
住 所
氏 名

戸籍名

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	丸森町〇〇〇400番地 ㈱△△印刷　代表取締役◎◎◎◎
作　　成　　枚　　数	100 枚
作　　成　　金　　額	192,623 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	71 箇所

備考

１　この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。

２　ポスター作成業者が公費の支払を請求するときは，この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合は、公費の支払を請求することはできません。

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及び公費負担の限度額は、次のとおりです。

（１）枚　数
当該選挙区におけるポスター掲示場数

（２）限度額
１枚当たり単価（１円未満の端数切上）×（１）の枚数

$$\text{１枚当たり単価} = \frac{\text{条例第11条の上限単価} \times \text{ポスター掲示場数} + \text{同条の加算額}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

５　「作成金額」欄には、消費税を含んだ額を記載してください。

請求書・請求内訳書

（契約業者等　→　丸森町）

１　請求書（選挙運動用自動車の使用）（様式第１３号）

２　請求内訳書（自動車運送契約）（様式第１３号（別紙）その１）

３　請求内訳書（自動車の借入れ）（様式第１３号（別紙）その２）

４　請求内訳書（燃料代）（様式第１３号（別紙）その２）

５　請求内訳書（運転手）（様式第１３号（別紙）その２）

６　請求書（選挙運動用ビラの作成）（様式第１４号）

７　請求内訳書（選挙運動用ビラの作成）（様式第１４号（別紙））

８　請求書（選挙運動用ポスターの作成）（様式第１５号）

９　請求内訳書（選挙運動用ポスターの作成）（様式第１５号（別紙））

請求書を提出する際は、候補者から交付される**確認書（燃料代・ビラの作成・ポスターの作成のみ）、証明書**を添付しなければなりません。

様式第１３号（第７条関係）

（請求書に添付）
候補者→契約の相手方→町選管

選挙運動用自動車使用費用請求書

契約の履行（納品）後の日付であること。

年　　月　　日

丸森町長　　殿

住　　所　　丸森町〇〇〇100番地
電 話 番 号
氏名又は名称　　㈱△△レンタカー
法人のときは
代表者の氏名　　代表取締役　◎◎◎◎

１一般運送契約（ハイヤー等）
２個別契約（①自動車借入契約（レンタル等）、②燃料供給の契約、③運転手雇用の契約）
以上４つの共有の請求書になります。

における選挙運動の公費負担に関する条例第４条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１　請 求 金 額　　円　　請求内訳書（別紙）から転記

２　内　　訳　　別紙請求内訳書のとおり

３　選　挙　名　　年　　月　　日執行　　選挙

４　候補者の氏名　　戸籍名

５　振　込　先

【添付書類】
・請求内訳書　　・確認書の写し（燃料代の場合）
・使用証明書　　・給油伝票の写し（燃料代の場合）
・振込口座通帳の写し（口座番号、振込名義のわかる箇所）

金融機関名	
金融機関コード	
預金種別	
フリガナ	ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ　△△ﾚﾝﾀｶｰ
口座名	株式会社△△レンタカー

備考

１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合は、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程第６条第２項に規定する書面とする。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合は、公費の支払を請求することはできません。

３　燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。

（別 紙）

請求書に添付

（その１）

請　求　内　訳　書

（一般旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

候補者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

使用年月日	運送金額（イ）	基準限度額（ロ）	請求金額	備考
○年 ○月○日	80,000円×　１台 ＝80,000 円	64,500円×　１台 ＝64,500 円	64,500 円	
○年 ○月○日	80,000円×　１台 ＝80,000 円	64,500円×　１台 ＝64,500 円	64,500 円	
○年 ○月○日	80,000円×　１台 ＝80,000 円	64,500円×　１台 ＝64,500 円	64,500 円	
○年 ○月○日	80,000円×　１台 ＝80,000 円	64,500円×　１台 ＝64,500 円		
○年 ○月○日	80,000円×　１台 ＝80,000 円	64,500円×　１台 ＝64,500 円	64,500 円	
	円×　台 ＝　円	64,500円×　台 ＝　円	円	
	円×　台 ＝　円	64,500円×　台 ＝　円	円	
計			322,500 円	

金額や単価は、「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。

請求書の請求金額と一致

備考

「請求金額」欄には、（イ）又は（ロ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請求書に添付

（別 紙）

自動車の借入れ

（その２）

請　求　内　訳　書

（一般旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

候補者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

使用年月日	借入れ金額（イ）	基準限度額（ロ）	請求金額	備考
○年 ○月○日	15,000 円×1 台 ＝15,000 円	16,100円×　　1台 ＝16,100 円	15,000 円	
○年 ○月○日	15,000 円×1 台 ＝15,000 円	16,100円×　　1台 ＝16,100 円	15,000 円	
○年 ○月○日	15,000 円×1 台 ＝15,000 円	16,100円×　　1台 ＝16,100 円		
○年 ○月○日	15,000 円×1 台 ＝15,000 円	16,100円×　　1台 ＝16,100 円		
○年 ○月○日	15,000 円×1 台 ＝15,000 円	16,100円×　　1台 ＝16,100 円	15,000 円	
	円×　　台 ＝　　円	16,100円×　　台 ＝　　円	円	
	円×　　台 ＝　　円	16,100円×　　台 ＝　　円	円	
計			75,000 円	

金額や単価は、「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。

請求書の請求金額と一致

備考

「請求金額」欄には，（イ）又は（ロ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請求書に添付
燃　料　代

（別　紙）

（その２）

請　　求　　内　　訳　　書

（一般旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

候補者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額（イ）	基準限度額（ロ）	請求金額	備考
○年 ○月○日	宮城○○ま1234	170円×30ℓ ＝5,100円			
○年 ○月○日	宮城○○ま1234	170円×25ℓ ＝4,250円			
○年 ○月○日	宮城○○ま1234	170円×20ℓ ＝3,400円			
○年 ○月○日	宮城○○ま1234	170円×25ℓ ＝4,250円			
○年 ○月○日	宮城○○ま1234	170円×30ℓ ＝5,100円			
		円×　ℓ ＝　円			
		円×　ℓ ＝　円			
計			38,500円	22,100円	

金額や単価は、「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。

請求書の請求金額と一致

備考

１　「基準限度額」の計欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された額の合計を記載してください。

２　「請求金額」欄には、（イ）の計欄又はロの計欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

３　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

４　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び（イ）欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

請求書に添付

（別 紙）　　運 転 手

（その２）

請　求　内　訳　書

（一般旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

候補者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

使用年月日	報　　酬（イ）	基準限度額（ロ）	請求金額	備考
○年 ○月○日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
○年 ○月○日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
○年 ○月○日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
○年 ○月○日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
○年 ○月○日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
	円	円	円	
		円	円	
計			50,000 円	

金額や単価は、「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。

請求書の請求金額と一致

備考

「請求金額」欄には、（イ）又は（ロ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

様式第１４号（第７条関係）

契約の相手方→丸森町

選挙運動用ビラ作成費用請求書

年　　月　　日

丸森町長　　殿

住　　所　　丸森町〇〇〇400番地
電 話 番 号
氏名又は名称　　㈱△△印刷
法人のときは
代表者の氏名　　代表取締役◎◎◎◎

丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第８条の規定に基づき，下記のとおり請求します。

記

１　請 求 金 額　　37,500　円　　請求内訳書（別紙）から転記

２　内　　訳　　別紙請求内訳書のとおり

３　選　挙　名　　年　　月　　日執行　　選挙

４　候補者の氏名　　丸森　次郎　　戸籍名

５　振　込　先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	000	支店コード	999
預金種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ　△△ｲﾝｻﾂ		
口座名	株式会社△△印刷		

備考

１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合は、公費の支払を請求することはできません。

３　この請求書には、作成したビラの見本１枚（２種類の場合には各１枚）を添付してください。

【添付書類】
・請求内訳書　　・確認書の写し　　・作成証明書
・振込口座通帳の写し（口座番号、振込名義のわかる箇所）

（別 紙）

請求書に添付

請 求 内 訳 書

候補者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 AxB	単価 C	枚数 D	金額 CxD	単価 E	枚数 F	金額 ExF	
円 7.50	枚 5,000	円 37,500	円 8.38	枚 5,000	円 41,900	円 7.50	枚 5,000	円 37,500	

契約書から転記

確認書から転記

請求書の請求金額と一致

備考
１　Ｃ欄には、条例第８条の上限単価を記載してください。
２　Ｄ欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された数を記載してください。
３　Ｅ欄には、Ａ欄とＣ欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
４　Ｆ欄には、Ｂ欄とＤ欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
５　「単価」及び「金額」欄には、消費税を含んだ額を記載してください。

様式第１５号（第７条関係）

契約の相手方→丸森町

選挙運動用ポスター作成費用請求書

選挙期日後の日付であること

年　　月　　日

丸森町長　　殿

住　　所　　丸森町〇〇〇400番地
電 話 番 号
氏名又は名称　　㈱△△印刷
法人のときは
代表者の氏名　　代表取締役◎◎◎◎

丸森町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第１１条の規定に基づき，下記のとおり請求します。

記

１　請 求 金 額　　85,200 円　　請求内訳書（別紙）から転記

２　内　　訳　　別紙請求内訳書のとおり

３　選　挙　名　　年　　月　　日執行　　選挙

４　候補者の氏名　丸森　次郎　　戸籍名

５　振　込　先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	000	支店コード	999
預金種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ　△△ｲﾝｻﾂ		
口座名	株式会社△△印刷		

備考

１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合は、公費の支払を請求することはできません。

３　「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数」欄に記載された枚数を記載してください。

【添付書類】
・請求内訳書　　・確認書の写し　　・作成証明書
・振込口座通帳の写し（口座番号、振込名義のわかる箇所）

（別 紙）

請求書に添付

請 求 内 訳 書

候補者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

選挙区におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額		
	単価 A	枚数 B	金額 AxB	単価 C	枚数 D	金額 CxD	単価 E	枚数 F	金額 ExF
箇所 71	円 1,200	枚 100	円 120,000	円 2,814	枚 71	円 199,794	円 1,200	枚 71	円 85,200

契約書から転記

確認書から転記

請求書の請求金額と一致

備考

１　「選挙区におけるポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数」に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

２　Ｃ欄には、次により算出した額を記載してください。

１枚当たり単価＝ 条例第11条の上限単価×ポスター掲示場数＋同条の加算額 ／ ポスター掲示場数

３　Ｄ欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された枚数を記載してください。

４　Ｅ欄には、Ａ欄とＣ欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

５　Ｆ欄には、Ｂ欄とＤ欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

６　「単価」及び「金額」欄には、消費税を含んだ額を記載してください。